みんなちがって あたりまえ でも 子育てに 不安を 感じる すべての方へ 子育て おうえん ちょっと 休憩しませんか?



「ミルクティー」



長崎市立村松小学校長 三根 裕一郎 特支 Co 下田 誉子

まず、あまいミルクティーを1杯どうぞ。長いゴールデンウィーク、お疲れ様でした。

今回は、発達障害のあるお子様が、受けられる支援について、少しだけお伝えいたします。ライフステージを通じて困難が生じたとき、必要に応じて支援を受けながら日常生活を送ることは、本人の自立や社会参加にとって必要なことです。必要な支援は一人一人異なり、各ライフステージにおいて必要とされる支援や関係機関も変化していきます。そのため、お子様やご家族が抱え込まず、必要な相談機関へ相談し、一緒に考えていくことが大切です。

1. 障害者手帳制度

窓口:市町

精神障害者保険福祉手帳

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害を含む)により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。精神疾患による初診から6ヶ月以上経ってから申請することができます。等級は1級から3級まであり、申請には診断書が必要です。

療育手帳

児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所(18歳以上)で知的障害と判定された 方が対象となります。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法別表に揚げる身体上の障害がある方が対象となります。障害の種類別に重度の 側から1級から6級の等級が定められています。申請には診断書が必要です。

- ●上記の手帳を取得することで、高速道路で、料金が減額、バス等の料金減額、登下校に自動車を 利用している場合、自動車税種別割、児童通所支援等の福祉制度を受けられます。
- 2. 医療費関係の制度

窓口:市町

特別児童扶養手当

精神または身体に重中程度の障害を有する20歳未満の在宅児童を監護している保護者、または父母に変わって養育している方に支給されます。申請は、医師に相談の上、診断書が必要です。

支給額 • • • 重度障害(月額) 52,200円(1級)

中度障害(月額)34,770円(2級)

これらの金額等は、令和元年の「福祉のしおり」を参考にしております。村松であれば、琴海行政センターで「福祉のしおり」が欲しい旨を伝えると、無料でいただくことができます。参考になればなによりです。医師・学校・行政にまず相談してみましょう。

ミルクティーの味は、いかがだったでしょうか。では、次は6月号で。

※5月25日(木)スクールカウンセラーの枠が、まだ、空いています。ご希望の方は、 申込用紙や、お電話で、お気軽に申し込まれてください。村松小 095-884-2019 下田まで